様式第１号（第５条関係）　　（表）

農業委員候補者推薦書

光市長　様

私は、光市農業委員候補者について、下記の事項を確認の上推薦します。
（１）農業委員会等に関する法律第８条第４項各号のいずれにも該当しておりません。
（２）本推薦書の記載事項は、事実に相違ありません。
（３）任命された場合は、募集要項の内容によることを承諾します。

１　被推薦者（推薦を受ける者）

(ふりがな) 氏　名	㊞	年　月　日生 ＜男・女＞（　歳）
住所	〒	自宅TEL 携帯TEL FAX

職　歴		勤務先名称	所在地	職務内容	期　間
	1				年　月から 年　月まで
	2				年　月から 年　月まで

※記載欄が足りない場合は、別紙にまとめて記載してください。

農業に関する組織・団体における役員等（例：農業委員　平成 26 年 7 月から平成 29 年 7 月まで）

	役職等	期　間
1		年　月から　年　月まで
2		年　月から　年　月まで
3		年　月から　年　月まで

抱　負 (200 字程度) ※被推薦者が記入	

農業経営の状況	形　態	専業　・　兼業　・　自家消費
	耕作面積	自作地　　㎡・借地　　㎡
	主な作物	水稲・露地野菜・施設野菜・果樹・花卉・その他（　　）

認定農業者等の該当状況	１　認定農業者である（本人・法人の役員等）	２　認定農業者に準ずる者である	３　1、2 以外の者である

（裏面も記入してください）

２　推薦者（推薦する者）　　（裏）

<table>
<tr><td rowspan="3">推薦者
（個人記載用）</td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="3">㊞</td><td>TEL</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td>年齢　　歳</td><td colspan="2">性別　　男　・　女</td><td colspan="2">職　業</td></tr>
<tr><td rowspan="6">推薦者
（法人・団体
記載用）</td><td>ふりがな
組織の名称</td><td colspan="3">㊞</td><td>TEL</td></tr>
<tr><td>代表者又は
管理人の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所
の所在地</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td>活動の
主たる目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">構成員</td><td>人　数</td><td colspan="3">構成員の資格、要件等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>推薦の理由
（200 字程度）

※推薦者が記入</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>被推薦者を農地利用最適化推進委員に推薦していますか</td><td colspan="5">１　はい
２　いいえ</td></tr>
<tr><td>同意事項
※被推薦者が記入</td><td colspan="5">私は、農業委員の候補者として推薦を受けることに同意します。
また、推薦書に記載した個人情報確認のため、戸籍情報・住民記録等を照合することに同意します。
年　　月　　日
氏名　　㊞</td></tr>
</table>

３　添付書類
　被推薦者の本籍記載の住民票（発行後３月以内のもの）

備考
１　提出された推薦書は返却しません。
２　推薦書に記入された事項は、農業委員会等に関する法律施行規則第６条の規定により住所・生年月日・電話番号を除いて全て公表となります。
３　認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法第１３条第１項に規定する認定農業者をいいます。
４　認定農業者に準ずる者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ア　認定農業者（個人）又は認定農業者（法人）の役員等であった者
イ　認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する親族
ウ　認定就農者（法人の場合は役員等）
エ　集落営農組織の役員（経営所得安定対策等の対象となる組織）
オ　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画に位置付けられた農業者であって、当該農業委員会の区域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者（法人の場合は役員等）
カ　農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的な立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
キ　農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（法人の場合は役員等）